

第一種製造者立入検査調書

検 査 年 月 日		年 月 日			前 回 立 入 日	年 月 日		
事 業 所 名					検 査 職 員			
事 業 所 所 在 地								
設 備 内 容 (ガ ス 種) (稼 働 時 間)							一 般	
							液 石	
							コンピ	
検 査 項 目【 A 】	保安組織図	現状の保安体制と一致しているか(適・不適)					適・否	
	選任状況 【法 § 27-2他】	選任状況【 統括者/代 ・ 技術管理者/代 ・ 保安係員/代 ・ 監督者 ・ 取扱主任者 ・ その他 】 保安係員は設備・直に応じて選任されているか(適・不適)					適・否	
	講習受講 【法 § 27-2】	保安係員(主任者・推進員)は法定講習を受講しているか(初回3年以内、以降5年毎)(適・不適)					適・否	
	保安教育 【法 § 27】	保安教育計画は策定されているか(適・不適) 保安教育の内容は適切か(適・不適) 教育対象者【 保安係員・監督者： 回/年 高圧ガス従事者： 回/年 全従業員： 回/年】					適・否	
	危害予防規程 【法 § 26】	危害予防規程の内容及び保管状況は適切か(適・不適) 【直近改定】 年 月 日(届出済 ・ 未)【大規模地震対策の追加】 済 ・ 未					適・否	
	定期自主検査 【法 § 35-2】	高圧ガス製造施設(許可施設)： 実施 ・ 未実施 ・ 該当せず うち、独立小規模施設： 実施 ・ 未実施 ・ 該当せず うち、特定高圧ガス消費施設： 実施 ・ 未実施 ・ 該当せず					適・否	
検 査 項 目【 B 】	日常点検 【法 § 8②】 ※移動式除く	日常点検の実施、結果の記録(例示基準49.5)は適切か(適・不適) 【 使用前 ・ 使用后 ・ 運転中1回/日以上 】					適・否	
	月例点検 【例示基準】	☐ 警報設備【一般・液石】※回路検査可 ☐ 緊急遮断装置【液石】※作動検査 ☐ 水噴霧装置等【液石】※作動検査					適・否	
	充てん記録 【法 § 60】	高圧ガスを容器に充てんした場合(車両燃料除く)の記録は適切か(適・不適) ※残ガス容器の回収記録 【 容器記号番号 ・ ガス種(※一般のみ) ・ 充てん圧力(気)／充てん質量(液) ・ 充てん年月日 】 保存期間(記載の日から2年間)は適切か(適・不適)					適・否	
	容器授受簿 【法 § 60】	高圧ガス容器を授受した場合の記録は適切か(適・不適) 【 容器記号番号 ・ ガス種(※一般のみ) ・ 充てん圧力(気)／充てん質量(液) ・ 授受先／年月日 】 保存期間(記載の日から2年間)は適切か(適・不適)					適・否	
	異常の記録 【法 § 60】	☐ 過去10年間に異常なし 製造施設に異常があった場合の記録(年月日・措置内容)は適切か(適・不適) 保存期間(記載の日から10年間)は適切か(適・不適)					適・否	
	事故届 【法 § 63】	☐ 事故なし ☐ 事故あり【事故発生日】 年 月 日 【届出】 有 ・ 無(不適) 【事故の内容】 【再発防止策】					適・否	
重 点 確 認 項 目	製造の方法 【法 § 8②】 ※移動式除く	☐ 高圧ガスの製造・充填 【 安全弁の常時開 ・ 貯槽充てん90% ・ その他 】			☐ ガス設備の修理又は清掃 【 作業計画 ・ 作業責任者 ・ 通報体制 ・ その他 】			
	開放検査 ※指定機関受験	☐ バルブの操作 【 過大な力を加えない措置 】			☐ 容器置場及び充填容器等の基準 【 区分(充/残・可燃/毒等) ・ 火気2m ・ 温度管理 】			
	販売の基準 【法 § 20-5他】 ※販売を行う場合	☐ 開放検査周期の管理(適・不適)			☐ 開放検査不要の判断(県方針との整合) 【 外観目視検査 ・ ガス成分表 ・ 耐圧試験 】			
	販売の基準 【法 § 20-5他】 ※販売を行う場合	☐ 周知対象外(ガス種・販売先) ☐ 周知対象(適・不適)※販売契約時、1年以上経過時			☐ 販売の方法 【 保安台帳 ・ 充てん容器の確認 ・ CNG/LPの基準 】			
	災害対策・リスク マネジメント	☐ 災害リスクの想定(地震・洪水等)、ハザードマップの確認(浸水想定レベル) ☐ 非常時の措置(設備面・ソフト面の対策) ☐ 通報体制、緊急連絡先 ☐ リスクアセスメント・ヒヤリハット・KY予知訓練等の実施						
	スマート保安	※取組状況の参考聞き取り						
検 査 結 果	指 導 事 項	有・無	助 言 等	有・無	口引き続き適正な保安管理等に努めてください。			
					立会者	()		

立入検査に係る関係書類一覧

検査項目		関係書類	
検査項目【A】	保安組織図	次のうち、必要な役職が選任されていることが確認できるもの。 保安統括者、保安統括者代理者、保安係員、保安係員代理者、保安技術管理者、保安技術管理者、保安監督者、特定高圧ガス取扱主任者	
	選任状況・講習受講	保安係員	免状の種類及び番号と直近の講習受講日が確認できるもの。 (保安係員代理者は、講習受講日が確認できるものは不要)
		保安監督者	保安監督者の選任要件が確認できるもの。 (経験で選任している場合、書類提出不要。右欄にチェック。)
		取扱主任者	講習会修了証(経験で選任している場合、書類提出不要。右欄にチェック。)
	保安教育	保安教育計画	直近の保安教育計画が確認できるもの。
		保安教育実施記録	保安教育計画に基づき保安教育を実施したことが分かるもの。
	危害予防規程	危害予防規程	直近の危害予防規程届出書の控えで受付印が押してあるもの。
	定期自主検査	高圧ガス製造設備	高圧ガス製造施設に係る定期自主検査の実施の事実が確認できるもの(実施日、実施機関、総合判定の記載箇所の写し)
		特殊高圧ガス消費設備	特定高圧ガス消費に係る定期自主検査の実施の事実が確認できるもの。(実施日、実施機関、総合判定の記載箇所の写し)
検査項目【B】	日常点検	日常点検記録簿	直近の日常点検の実施状況が確認できるもの(定置式製造設備のみ)
	月例点検	以下に関する月ごとの点検の実施状況が確認できるもの ・警報設備の作動試験(回路検査も可)※警報器設置している場合のみ ・緊急遮断装置の作動試験 ※緊急遮断装置を設置しているLP製造設備のみ ・散水装置の作動試験 ※散水設備を設置しているLP製造設備のみ	
	充てん記録	容器記号、番号、ガス種、充填圧力(圧縮ガスの場合)、質量(液化ガスのみ)、充填年月日の記録が確認できるもの。	
	容器授受簿	容器記号、番号、ガス種、充填圧力(圧縮ガスの場合)、質量(液化ガスのみ)、授受先、授受年月日が記録が確認できるもの。	
	異常の記録	設備台帳など、異常※があった年月日及びそれに対してとった措置に係る記録が確認できるもの。 ※放置すれば客観的に見て事故発生の可能性があった場合又は技術上の基準に対して違反となる場合	
	事故届	事故※届の保管状況が確認できるもの。 ※爆発、火災、噴出・漏えい、破裂・破損等、喪失・盗難、危険な状態など	
重点確認項目	販売の基準	販売主任者届	役職が選任されていることが確認できるもの。(保安組織図、届出書写しなど)
		免状の写し	免状の種類及び番号が確認できるもの(選任者全員分)。
		周知書面	周知すべき高圧ガスで販売するガスごと。
		周知記録	直近1ページ分の周知記録の写し。
		保安台帳	引渡し先の名称及び所在地、引渡し先に対する販売上の保安責任者の氏名、引き渡した容器の種類及び数量、並びにその他必要な事項の記載のある直近の記録が確認できるもの。